

## 東京都議会の災害時応急体制に関する要綱

平成 8 年 9 月 25 日議総第 401 号

平成 13 年 2 月 5 日議総第 928 号改正

平成 24 年 3 月 28 日議総第 1176 号改正

大規模な災害時における議会活動の重要性に鑑み、その応急体制について全議員による申合せに基づき本要綱を制定する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、都の地域で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が東京都災害対策本部を設置したときに、議会が整える応急体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第 2 条 議長は、次に掲げる事態が発生した場合、東京都議会災害対策連絡調整本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 知事が東京都災害対策本部を設置したときで、都内数区市町村の地域について、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。

(2) 災害の発生その他の状況により議長が必要と認めたとき。

2 本部は、議事堂に設置する。

(本部の組織)

第 3 条 本部は、議会災害対策連絡調整本部長（以下「本部長」という。）、議会災害対策連絡調整副本部長（以下「副本部長」という。）、及び議会災害対策連絡調整本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

2 本部事務を補佐させるため、本部に議会災害対策連絡調整本部事務局を置く。

第 4 条 本部長には議長、副本部長には副議長、本部員には議会運営委員会委員在籍会派の幹事長又は代表をもって充てる。

(職務)

第 5 条 本部長は、本部を代表し、本部事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長を補佐し、本部事務に従事する。

(本部の所掌事務)

第 6 条 本部の所掌事務は、次の事項とする。

(1) 応急時の議会活動の計画及び調整

(2) 議員の安否、居所、連絡場所等の把握及び確認

(3) 議員の被害状況及び要望事項等の取りまとめ

(4) 議員に対する被災地の被害状況、応急活動状況等の報告及び連絡

(5) 東京都災害対策本部との情報交換及び連絡

(6) 東京都災害対策本部への要請

(7) 前各号に掲げるもののほか、応急時の議会に関する必要な事項

(本部員の参集)

第7条 本部員は、本部が設置されたときは、直ちに本部に参集するものとする。

(議員の責務)

第8条 議員は、本部が設置されたときは、直ちに本部に安否、居所、連絡場所等を報告しなければならない。

(資器材等の備蓄)

第9条 本部は、災害時における応急体制に対応するため、本部用の資器材及び生活物資等を備蓄する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成13年2月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。